

平成 24 年 9 月 28 日
松阪市告示第 224 号
改正 平成 26 年 3 月 31 日
松阪市告示第 129 号
改正 平成 31 年 3 月 29 日
松阪市告示第 99 号
改正 令和 2 年 4 月 20 日
松阪市告示第 196 号

松阪市総合運動公園運動施設使用取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、松阪市総合運動公園運動施設条例（平成 24 年松阪市条例第 23 号）及び松阪市総合運動公園運動施設条例施行規則（平成 24 年松阪市規則第 48 号）に定めるもののほか、松阪市総合運動公園運動施設（以下「運動施設」という。）の使用の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可をしない行為の種類)

第 2 条 市長は、運動施設内において次に掲げる行為に該当し、又は該当するおそれがあると認められるときは、運動施設の使用を許可しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員の集会等と認められるとき。
- (2) 多数の者が集合し、氣勢をあげ、又はけん騒を引き起こすおそれがあると認められる集会等のとき。
- (3) 宗教団体による集会及び宗教活動のとき。
- (4) 選挙における出陣式、選挙におけるビラ配布等、多数の者が集合してもつぱら選挙活動を行うとき。
- (5) 運動施設内で営利を目的とする物品の販売及びこれに類する行為。ただし、許可を受けたスポーツの大会等による運営の一環として施設管理者が認めた場合を除く。

2 市長は、許可を受けた者が前項各号に規定する行為に該当し、又は該当するおそれがあると認められるときは、当該使用の許可を取り消すことができる。

(使用許可の制限)

第 3 条 芝生広場内のトラック形体をした園路の内側（以下「園路内側」という。）の芝生部分を専用で使用する場合は、松阪市、松阪市教育委員会、松阪市体育協会加盟団体等が主催する大会に限り許可をするものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 園路内側の芝生部分は、次に掲げる期間は使用することができない。この場合において、市長は、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 芝生の張り替え及び養生に要する期間
- (2) 使用に当たり、著しく芝生を損傷するおそれがある期間
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

3 多目的グラウンドは、次に掲げる期間は使用することができない。この場合において、

市長は、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 人工芝の張り替え及びメンテナンスに要する期間
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

4 多目的広場は、次に掲げる期間は使用することができない。この場合において、市長は、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) メンテナンスに要する期間
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

5 スケートパークは、次に掲げる期間は使用することができない。この場合において、市長は、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) メンテナンスに要する期間
- (2) 雨天・荒天等で路面状態が悪く、滑走に支障があると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(総合運動公園運動施設の使用における禁止事項)

第4条 総合運動公園運動施設の使用について、次に掲げる行為は禁止するものとする。

- (1) 所定の場所以外での火気の使用
- (2) 落書き、ステッカーの貼付
- (3) スケートパーク外での滑走
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(芝生広場の使用における禁止事項)

第5条 芝生広場の使用について、次に掲げる行為は禁止するものとする。

- (1) スパイクシューズ等を使用し著しく芝生の育成を妨げる行為（第3条第1項による許可を受けた場合を除く。）
- (2) ペットの立入り
- (3) 許可を受けた範囲を超えて他の利用者に危険を及ぼすおそれがある行為

(多目的グラウンドの使用における禁止事項)

第6条 多目的グラウンドの使用について、グラウンド内における次に掲げる行為は禁止するものとする。

- (1) 人工芝を損傷するおそれがある行為
 - ア ポイントが金属製のスパイク及びそれに類するものの使用
 - イ メンテナンス車両及び緊急車両以外の車両の乗り入れ
 - ウ ベンチやゴールの引きずっての移動及び重量物の設置
 - エ ベンチ、テーブル等の持込み
 - オ ペットの立入り
- (2) ペットボトル等の蓋の付いた容器に入った飲料以外の飲食物の持込み
- (3) 飲酒及び酒気を帯びての入場
- (4) 許可を受けた範囲を超えて他の利用者に危険を及ぼすおそれがある行為

(多目的広場の使用における禁止事項)

第7条 多目的広場の使用について、次に掲げる行為は禁止するものとする。

- (1) ペットの立入り

(2) 許可を受けた範囲を超えて他の利用者に危険を及ぼすおそれがある行為

(スケートパークの使用における禁止事項)

第8条 スケートパークの使用について、次に掲げる行為は禁止するものとする。

- (1) 施設を損傷するおそれのある BMX 等の運動器具の使用（専用使用時において、施設の防護策を講じ、特別に許可を受けた場合を除く。）
- (2) メンテナンス車両及び緊急車両以外の車両の乗り入れ
- (3) ベンチ、テーブル等の持込み（専用使用時において、特別に許可を受けた場合を除く。）
- (4) 器材等の持込み（専用使用時において、特別に許可を受けた場合を除く。）
- (5) 飲酒及び酒気を帯びての入場
- (6) ペットの立入り
- (7) 許可を受けた範囲を超えて他の利用者に危険を及ぼすおそれがある行為

(運動施設の優先予約)

第9条 運動施設の使用にあたり、松阪市体育施設の優先確保に関する要綱（平成24年松阪市教育委員会告示第17号。以下「優先確保要綱」という。）に準じ、運動施設を優先的に確保（以下「優先確保」という。）できるものとする（優先確保要綱第2条第3号に規定する平日優先予約を除く。）。

(優先順位)

第10条 運動施設における優先確保の順位は、優先確保要綱第4条の規定にかかわらず、次表に掲げるとおりとする。

| 順位 | 各種大会等 |
|----|---|
| A | 松阪市又は松阪市教育委員会が主催又は共催する事業 |
| B | 松阪市スポーツ推進委員連絡協議会が主催する、市内全域を対象とする事業 |
| C | 松阪市中学校体育連盟が主催する、市内全域を対象とする事業 |
| D | 松阪市体育協会（加盟団体を含む。）が主催する、市内全域を対象とする事業 |
| E | 松阪市スポーツ少年団、松阪市子ども会連合会又は総合型スポーツクラブが主催する、市内全域を対象とする事業 |
| F | 上記以外で、市民が半数以上で構成される団体等が主催する、参加人数が80人以上の大会 |
| G | (1) 上記以外の団体等が主催する、参加人数が80人以上の大会 (2) その他市長が必要と認める事業 |

※雨天順延等による予備日及び準備日を含む。

※各種大会等のための練習日、合宿日等は、市長等が特に必要があると認める場合を除き、対象外とする。

附 則

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 26 年度における多目的グラウンド優先予約に係る経過措置)

2. 平成 26 年度に多目的グラウンドを使用しようとする場合における許可申請については、規則第 3 条第 2 項の申請期間にかかわらず、平成 26 年 4 月 1 日から同月 10 日までの間を優先確保要綱に基づく優先予約の期間とし、同月 11 日から優先予約者以外の者の許可申請を受け付けるものとする。

附 則

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。